

定期預金規定

1. 利用条件

- (1) 本アプリの利用条件は、当金庫に普通預金をお持ちで、キャッシュカードをご利用の個人のお客さまのうち、本アプリをスマートフォンにインストールのうえ、本規定に同意された方とします。
- (2) 本アプリの利用条件は、当金庫が別途定めた時間内とします。なお、利用時間内であっても、臨時のシステム調整等の実施により、本サービスの全部または一部がご利用できない場合があります。あらかじめご了承ください。
- (3) 本アプリの利用には、「パスコード」とあわせて、お客さまを特定するためのアカウントが必要です。

2. パスコード

- (1) パスコードは、お客さまが任意に設定することができる4桁の数字であり、本アプリ初回利用時に当金庫所定の操作を行うことにより設定してください。設定にあたり、生年月日や電話番号、同一数字等、第三者に推測されやすい番号を設定することは避けてください。
- (2) 顔認証機能(スマートフォンに登録されている顔を利用する認証方式)または指紋認証機能(スマートフォンに登録されている指紋を利用する認証方式)を利用することでパスコードの入力を省略することができます。ただし、指紋認証機能は、当金庫所定の機能を備える端末でのみ利用可能です。
- (3) 顔認証機能で利用するお客さまの顔データ及び指紋認証機能で利用するお客さまの指紋データは、お客さまが利用されるスマートフォン内に保存され、当金庫は保管しません。

3. 商品

本アプリで作成する定期預金については、以下の規定を適用します。

- (1) 自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期).....2
- (2) 自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期).....4
- (3) 自由金利型定期預金規定(大口定期預金).....6
- (4) 自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期預金).....8
- (5) 変動金利定期預金規定.....11
- (6) 自動継続変動金利定期預金規定.....13
- (7) 商品共通規定.....15

自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)＜非自動継続型＞

1. 預金の支払時期等

自由金利型定期預金(M型)(以下「この預金」といいます。)は、西武しんきんアプリ(以下「アプリ」といいます。)記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. 利息

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)およびアプリ記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数およびアプリ記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、指定口座へ入金します。

② 預入日の3年後の応当日、預入日の4年後の応当日または預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は前記1号にかかわらず約定日数および約定利率によって6ヵ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③ 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を商品共通規定第5条第1項により満期日前に解約する場合および商品共通規定第5条第4項により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。預入期間に応じて計算した利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、解約日の普通預金利率とします。)によって計算(預入日の3年後の応当日、預入日の4年後の応当日または預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6ヵ月複利の方法)し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1ヵ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6ヵ月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6ヵ月以上1年未満……………約定利率×50%
- C. 1年以上3年未満……………約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6ヵ月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6ヵ月以上1年未満……………約定利率×10%
- C. 1年以上1年6ヵ月未満……………約定利率×20%
- D. 1年6ヵ月以上2年未満……………約定利率×20%
- E. 2年以上2年6ヵ月未満……………約定利率×40%
- F. 2年6ヵ月以上3年未満……………約定利率×70%
- G. 3年以上4年未満……………約定利率×70%

③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6ヵ月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6ヵ月以上1年未満……………約定利率×10%
- C. 1年以上1年6ヵ月未満……………約定利率×10%
- D. 1年6ヵ月以上2年未満……………約定利率×20%
- E. 2年以上2年6ヵ月未満……………約定利率×20%
- F. 2年6ヵ月以上3年未満……………約定利率×40%
- G. 3年以上4年未満……………約定利率×70%
- H. 4年以上5年未満……………約定利率×70%

④預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6ヵ月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6ヵ月以上1年未満……………約定利率×10%
- C. 1年以上1年6ヵ月未満……………約定利率×10%
- D. 1年6ヵ月以上2年未満……………約定利率×10%
- E. 2年以上2年6ヵ月未満……………約定利率×20%
- F. 2年6ヵ月以上3年未満……………約定利率×20%
- G. 3年以上4年未満……………約定利率×40%
- H. 4年以上5年未満……………約定利率×70%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。

この他、後記の「商品共通規定」を参照ください。

自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)＜自動継続型＞

1. 自動継続

- (1) 自動継続自由金利型定期預金(M型)(以下「この預金」といいます。)は、西武しんきんアプリ(以下「アプリ」といいます。)記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の方法により表示する利率とします。ただしこの預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までにアプリで手続きしてください。この手続きがあったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日。以下第2条第1項および第2項において同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)およびアプリ記載の利率(継続後の預金については前記第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。
ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数およびアプリ記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。
 - ② 預入日の3年後の応当日、預入日の4年後の応当日または預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記1号にかかわらず約定日数および約定利率によって6ヵ月複利の方法で計算し、満期日に支払います。
 - ③ 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1ヵ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金および預入日の3年後の応当日、預入日の4年後の応当日または預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 自動継続自由金利型2年定期預金(M型)の中間払利息および満期払利息は、指定口座へ入金します。
 - ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息は除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) この預金を商品共通規定第5条第1項により満期日前に解約する場合および商品共通規定第5条第4項により解約する場合には、その利息は(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。預入期間に応じて計算した利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、解約日の普通預金利率とします。)によって

計算(預入日の3年後の応当日、預入日の4年後の応当日または預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6ヵ月複利の方法)し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1ヵ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6ヵ月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6ヵ月以上1年未満……………約定利率×50%
- C. 1年以上3年未満……………約定利率×70%

②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6ヵ月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6ヵ月以上1年未満……………約定利率×10%
- C. 1年以上1年6ヵ月未満……………約定利率×20%
- D. 1年6ヵ月以上2年未満……………約定利率×20%
- E. 2年以上2年6ヵ月未満……………約定利率×40%
- F. 2年6ヵ月以上3年未満……………約定利率×70%
- G. 3年以上4年未満……………約定利率×70%

③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6ヵ月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6ヵ月以上1年未満……………約定利率×10%
- C. 1年以上1年6ヵ月未満……………約定利率×10%
- D. 1年6ヵ月以上2年未満……………約定利率×20%
- E. 2年以上2年6ヵ月未満……………約定利率×20%
- F. 2年6ヵ月以上3年未満……………約定利率×40%
- G. 3年以上4年未満……………約定利率×70%
- H. 4年以上5年未満……………約定利率×70%

④預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6ヵ月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6ヵ月以上1年未満……………約定利率×10%
- C. 1年以上1年6ヵ月未満……………約定利率×10%
- D. 1年6ヵ月以上2年未満……………約定利率×10%
- E. 2年以上2年6ヵ月未満……………約定利率×20%
- F. 2年6ヵ月以上3年未満……………約定利率×20%
- G. 3年以上4年未満……………約定利率×40%
- H. 4年以上5年未満……………約定利率×70%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。

この他、後記の「商品共通規定」を参照ください。

自由金利定期預金規定(大口定期預金)＜非自動継続型＞

1. 預金の支払時期等

自由金利型定期預金(以下「この預金」といいます。)は、西武しんきんアプリ(以下「アプリ」といいます。)記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. 利息

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)およびアプリ記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数およびアプリ記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。
- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を商品共通規定第5条第1項により満期日前に解約する場合および商品共通規定第5条第4項により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合

A. 預入日の1ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次の a, b および c (b および c の算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、c の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。

- a. 解約日における普通預金の利率
- b. 約定利率－約定利率×30%
- c.
$$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金をアプリ記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の方法により表示する利率をいいます。

B. 預入日の1ヵ月後の応当日以後に解約する場合には、次の a および b 算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、b の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。

- a. 約定利率－約定利率×30%
- b.
$$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金をアプリ記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の方法により表示する利率をいいます。

② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合には、次の A、B、C、D および E の算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、A から D の算式により預入期間に応じて計

算した利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、解約日の普通預金利率とし、Eの算式により計算した利率と比較します。また、Eの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。

A. 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6ヵ月未満……………解約日における普通預金の利率
- b. 6ヵ月以上1年未満……………約定利率×50%
- c. 1年以上3年未満……………約定利率×70%

B. 預入日の3年後の応当日から4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6ヵ月未満……………解約日における普通預金の利率
- b. 6ヵ月以上1年未満……………約定利率×10%
- c. 1年以上1年6ヵ月未満……………約定利率×20%
- d. 1年6ヵ月以上2年未満……………約定利率×20%
- e. 2年以上2年6ヵ月未満……………約定利率×40%
- f. 2年6ヵ月以上3年未満……………約定利率×70%
- g. 3年以上4年未満……………約定利率×70%

C. 預入日の4年後の応当日から5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6ヵ月未満……………解約日における普通預金の利率
- b. 6ヵ月以上1年未満……………約定利率×10%
- c. 1年以上1年6ヵ月未満……………約定利率×10%
- d. 1年6ヵ月以上2年未満……………約定利率×20%
- e. 2年以上2年6ヵ月未満……………約定利率×20%
- f. 2年6ヵ月以上3年未満……………約定利率×40%
- g. 3年以上4年未満……………約定利率×70%
- h. 4年以上5年未満……………約定利率×70%

D. 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6ヵ月未満……………解約日における普通預金の利率
- b. 6ヵ月以上1年未満……………約定利率×10%
- c. 1年以上1年6ヵ月未満……………約定利率×10%
- d. 1年6ヵ月以上2年未満……………約定利率×10%
- e. 2年以上2年6ヵ月未満……………約定利率×20%
- f. 2年6ヵ月以上3年未満……………約定利率×20%
- g. 3年以上4年未満……………約定利率×40%
- h. 4年以上5年未満……………約定利率×70%

E. 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金をアプリ記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の方法により表示する利率をいいます。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。

この他、後記の「商品共通規定」を参照ください。

自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期預金)＜自動継続型＞

1. 自動継続

- (1) 自動継続自由金利型定期預金(以下「この預金」といいます。)は、西武しんきんアプリ(以下「アプリ」といいます。)記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の方法により表示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までにアプリで手続きしてください。この手続きがあったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日。以下第2条第1項および第2項について同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)およびアプリ記載の利率(継続後の預金については前記第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。
ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数およびアプリ記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。
 - ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1ヵ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息は除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および 解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (4) この預金を商品共通規定第5条第1項により満期日前に解約する場合および商品共通規定第5条第4項により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。
 - ① 預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合
 - A. 預入日の1ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次の a, b および c (b および c の算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、c の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。
 - a. 解約日における普通預金の利率
 - b. 約定利率－約定利率×30%

c. $\frac{\text{約定利率} - (\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

預入日数

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金をアプリ記載の満期日まで新たに預入とした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の方法により表示する利率をいいます。

B. 預入日の1ヵ月後の応当日以後に解約する場合には、次の a および b の算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、b の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。

a. 約定利率 - 約定利率 × 30%

b. $\frac{\text{約定利率} - (\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

預入日数

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金をアプリ記載の満期日(継続をしたときはその満期日)まで新たに預入とした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の方法により表示する利率をいいます。

②預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合には、次のA、B、C、DおよびEの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、AからDの算式により預入期間に応じて計算した利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、解約日の普通預金利率とし、Eの算式により計算した利率と比較します。また、Eの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。

A. 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|--------------|----------------|
| a. 6ヵ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6ヵ月以上1年未満 | 約定利率 × 50% |
| c. 1年以上3年未満 | 約定利率 × 70% |

B. 預入日の3年後の応当日から4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|----------------|----------------|
| a. 6ヵ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6ヵ月以上1年未満 | 約定利率 × 10% |
| c. 1年以上1年6ヵ月未満 | 約定利率 × 20% |
| d. 1年6ヵ月以上2年未満 | 約定利率 × 20% |
| e. 2年以上2年6ヵ月未満 | 約定利率 × 40% |
| f. 2年6ヵ月以上3年未満 | 約定利率 × 70% |
| g. 3年以上4年未満 | 約定利率 × 70% |

C. 預入日の4年後の応当日から5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|----------------|----------------|
| a. 6ヵ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6ヵ月以上1年未満 | 約定利率 × 10% |
| c. 1年以上1年6ヵ月未満 | 約定利率 × 10% |
| d. 1年6ヵ月以上2年未満 | 約定利率 × 20% |
| e. 2年以上2年6ヵ月未満 | 約定利率 × 20% |
| f. 2年6ヵ月以上3年未満 | 約定利率 × 40% |
| g. 3年以上4年未満 | 約定利率 × 70% |
| h. 4年以上5年未満 | 約定利率 × 70% |

D. 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a. 6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
b. 6ヵ月以上1年未満	約定利率×10%
c. 1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×10%
d. 1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×10%
e. 2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×20%
f. 2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×20%
g. 3年以上4年未満	約定利率×40%
h. 4年以上5年未満	約定利率×70%

$$E. \text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金をアプリ記載の満期日(継続をしたときはその満期日)まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の方法により表示する利率をいいます。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。

この他、後記の「商品共通規定」を参照ください。

変動金利定期預金規定

<非自動継続型>

1. 預金の支払時期等

変動金利定期預金(以下「この預金」といいます。)は、西武しんきんアプリ(以下「アプリ」といいます。)記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. 利率の変更

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6ヵ月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)(この預金の金額が1,000万円以上の場合は自由金利型定期預金)の当金庫のホームページに表示する利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の方法により表示する利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときには、その定めによるものとします。

3. 利息

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

- ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)およびアプリ記載の中間利払利率(前記第2条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。
- ② 中間利払日数およびアプリ記載の利率(前記第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下にこれらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- ③ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記1号、2号にかかわらず、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって6ヵ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を商品共通規定第5条第1項により満期日前に解約する場合および商品共通規定第5条第4項により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

- ① 預入日の6ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- ② 預入日の6ヵ月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)をこの預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6ヵ月以上1年未満……………約定利率×50%
- b. 1年以上3年未満……………約定利率×70%

B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6ヵ月以上1年未満……………約定利率×40%
- b. 1年以上1年6ヵ月未満……………約定利率×50%
- c. 1年6ヵ月以上2年未満……………約定利率×60%
- d. 2年以上2年6ヵ月未満……………約定利率×70%
- e. 2年6ヵ月以上3年未満……………約定利率×90%

③預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6ヵ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- a. 6月未満……………解約日における普通預金の利率
- b. 6ヵ月以上1年未満……………約定利率×40%
- c. 1年以上1年6ヵ月未満……………約定利率×50%
- d. 1年6ヵ月以上2年未満……………約定利率×60%
- e. 2年以上2年6ヵ月未満……………約定利率×70%
- f. 2年6ヵ月以上3年未満……………約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。

この他、後記の「商品共通規定」を参照ください。

自動継続変動金利定期預金規定＜自動継続型＞

1. 自動継続

- (1) 自動継続変動金利定期預金(以下「この預金」といいます。)は、西武しんきんアプリ(以下「アプリ」といいます。)記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日として6ヵ月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)(この預金の金額が1,000万円以上の場合は自由金利型定期預金)の当金庫のホームページに表示する利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の方法により表示する利率を加える方式により算定するものとします。
ただし、この預金の継続後の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までにアプリで手続きしてください。この手続きがあったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. 利率の変更

この預金の利率は、預入日(継続したときはその継続日。第2条および第3条第1項において同じです。)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としてその6ヵ月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)(この預金の金額が1,000万円以上の場合には自由金利型定期預金)の当金庫のホームページに表示するに、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の方法により表示する利率を加える方式により算定するものとします。
ただし、この預金の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
 - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)およびアプリ記載の中間利払利率(前記第2条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。
 - ② 中間利払日数およびアプリ記載の利率(前記第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記第1条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記1号、2号にかかわらず、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって6ヵ月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

- (3) この預金を商品共通規定第5条第1項により満期日前に解約する場合および商品共通規定第5条第4項により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。
- ①預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)の6ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- ②預入日の6ヵ月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)をこの預金とともに支払います。
- この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。
- A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- a. 6ヵ月以上1年未満……………約定利率×50%
 - b. 1年以上3年未満……………約定利率×70%
- B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- a. 6ヵ月以上1年未満……………約定利率×40%
 - b. 1年以上1年6ヵ月未満……………約定利率×50%
 - c. 1年6ヵ月以上2年未満……………約定利率×60%
 - d. 2年以上2年6ヵ月未満……………約定利率×70%
 - e. 2年6ヵ月以上3年未満……………約定利率×90%
- ③預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6ヵ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
- a. 6ヵ月未満……………解約日における普通預金の利率
 - b. 6ヵ月以上1年未満……………約定利率×40%
 - c. 1年以上1年6ヵ月未満……………約定利率×50%
 - d. 1年6ヵ月以上2年未満……………約定利率×60%
 - e. 2年以上2年6ヵ月未満……………約定利率×70%
 - f. 2年6ヵ月以上3年未満……………約定利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。
- この他、後記の「商品共通規定」を参照ください。

商品共通規定

1. 証券類の受入

(1) 小切手その他の証券類を受入れすることはできません。

2. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第5条第4項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第4項1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

3. 通帳・証書の不発行

本アプリを利用して開設される定期預金口座については、定期預金通帳・証書は発行いたしません。

4. 印鑑レス口座

- (1) 本アプリを利用して開設される定期預金口座については、取引口座の開設にあたり、当金庫への取引印鑑の届出を行わず、取引の際の本人確認を、定期預金規定第2項のパスコード、生体認証による照合、その他印鑑照合を利用しない方式の認証により行ないます。
- (2) 前記1項における本人確認により、正当な取引権限を有するお客さまからの依頼であるとみなすため、本人確認に供された情報等につき、偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、また、その依頼が無権限、権限逸脱等によるものであっても、それにより生じた損害については、別途定める場合を除き、当金庫は一切の責任を負担しません。

5. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、西武しんきんアプリ(以下「アプリ」といいます。)で解約の手続きをしてください。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
- (4) 前項のほか、次の各号に一でも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると当金庫が判断した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

6. 届出事項の変更、アカウントの再発行

- (1) スマートフォンの紛失や第三者によるアプリの不正操作が疑われるとき、または、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫の本支店の窓口へ届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) スマートフォンの紛失や第三者によるアプリの不正操作が疑われる場合、当金庫所定の手続きをした後に、預金者がアカウントのパスワード変更またはアカウントの再発行をアプリで行います。

7. 本人確認の方法

- (1) 定期預金規定第1条第3項のアカウントのパスワードの一致を認識した場合は、当金庫は次の事項を確認できたものとして取扱います。
 - ① 契約者の意思による利用の申込、または承諾の意思表示であること。
 - ② 受信した依頼内容が真正なものであること。
- (2) 取引業務にてパスワード等が不正使用・盗用および通信電文の改ざん・盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫の故意または過失により生じたものでない限り責任を負いません。パスワード等は、第三者に知られたり盗難されないようにお客さまが厳重に管理するものとします。

8. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金は譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむを得ないと認め、質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

9. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) 自動継続および預金の支払時期等の条項にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、変動金利定期預金で利率の変更の際に店頭で利率が表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとし、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当金庫に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。

11. 休眠預金等活用法に係る異動事由

当金庫は、この預金について、当金庫ホームページに掲げる事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下、「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取扱います。

12. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当金庫ホームページに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項に定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項に定める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合(1ヵ月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた期間の満期日
 - (a) 異動事由(当金庫ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。)
 - (b) 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。
ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合(1ヵ月を経過した日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
 - ③ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等

13. 休眠預金等代替金に関する取扱い

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
- ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。)
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この預金について、第 3 項第 2 号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

14. 規定の変更

- (1) 本規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

2025 年 4 月 1 日